官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
一　○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務四〇）
二　○モザンビーク共和国におけるカーボデルガード州における脆弱な市民の社会復帰のための社会サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（外務一六八）
三　○日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する書簡の交換に関する件（同一六九）
四　○円借款の供与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一七〇）
　○円借款の供与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一七一）
　○地震被災地域の博物館における文化財の保護・維持管理のための機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一七二）
四　○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の三の書簡の交換に関する件（同一七三）
六　○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件の一部を改正する件（財務一三〇）
六　○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六七四）
六　○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通六〇五）

〔国会事項〕
六　諸事項

〔人事異動〕
七　内閣　内閣府　法務省

〔皇室事項〕
七　諸事項

〔官庁報告〕
七　法務
　公証人任免（法務省）
　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件
　（法務省告示配七七、七九、八〇）
　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件
　（同七八）

〔公　告〕
四　官庁
　建設業の許可の取消処分、マンション管理業者の業務停止処分関係
六　裁判所
　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、簡易確定、所有者不明関係
八　会社その他

その他告示

○法務省告示第四十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年五月七日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　澁谷　博之

東京法務局所属　北薗　信孝

○外務省告示第百六十八号

令和八年二月二十七日にマプトで、モザンビーク共和国におけるカーボデルガード州における脆弱な市民の社会復帰のための社会サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　カーボデルガード州における脆弱な市民の社会復帰のための社会サービスへのアクセス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億六千九百万円

3　署名者

日本側　濵田圭司在モザンビーク大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　シャヴィエル・クレアシュ在モザンビーク事務所代表

令和八年五月七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百六十九号

令和八年三月二十五日にパリで、日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する次の書簡の交換がフランス共和国政府との間に行われた。

令和八年五月七日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千二十三年五月三日にパリで署名された経済産業大臣とフランス・エネルギー移行大臣との原子力エネルギー分野における協力に関する共同声明、千九百九十年四月九日にパリで作成された議定書により改正された千九百七十二年二月二十六日に東京